

【任意】小児インフルエンザ予防接種被接種者（生後6か月～小学校就学前までの児）の保護者様へ

※必ずお読みください

【任意】小児インフルエンザ予防接種説明書

1. インフルエンザ予防接種を行う前に

1 病気の概要

季節性インフルエンザは、急性呼吸器感染症で、発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛などの全身症状が突然あらわれます。潜伏期は24～72時間です。先に高熱がでて呼吸器症状は遅れて出現することが多く、鼻閉、咽頭痛、せきなどです。合併症がなければ2～7日で治癒します。合併症、特に肺炎や脳症を併発した場合は重篤となります。

2 ワクチンの概要

季節性インフルエンザワクチンに含まれるウイルス株は、季節性インフルエンザの流行状況を考え毎年決定されます。季節性インフルエンザウイルスのA型株2種類、及びB型株2種類をそれぞれ発育鶏卵を使って増殖させ、ホルマリンで不活化したワクチンです。

わが国での1歳以上6歳未満での発熱を指標とした発病阻止効果は、30%前後ですが、肺炎などの重症化が予防できると考えられています。

ワクチンの製造課程で鶏卵が使用されますが、鶏卵成分は精製段階で除去されています。しかし、卵アレルギーが明確な場合の接種には注意が必要です。接種を希望される場合には医師におたずねください。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー*があらわれることがあります。そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後数時間して起こることもあります。

※「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。

汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状や、ショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。

その他、ギランバレー症候群（急性に四肢の筋力低下などをきたす病気）、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作等の報告があります。

また、まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、掻痒等があらわれることがあります。

なお、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等や局所の発赤、腫脹、疼痛等を認めることがありますが、通常、2～3日中に消失します。

4 接種上の注意

接種量・接種回数については、生後6か月以上～3歳未満では1回0.25ml、3歳以上（13歳未満）では1回0.5mlをそれぞれ2～4週間の間隔をおいて2回接種します（ただし、一部の製品については、接種対象者が1歳以上となっています）。

5 一般的注意

- ① 接種当日は、朝からお子さんの状態をよく観察し、ふだんと変わったところのないことを確認するようにしてください。予防接種を受ける予定であっても、体調が悪くと思ったら、かかりつけ医に相談の上、接種をするかどうかが判断するようにしてください。
- ② 受ける予定の予防接種について、市から配布したこの説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解してください。わからないことは接種を受ける前に接種医に質問してください。
- ③ 母子健康手帳は必ずお持ちください。
- ④ 予防接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れて行ってください。

裏面に続く

6 予防接種を受けることができない場合

- ① 明らかに発熱(通常 37.5℃以上をいいます。)をしているお子さん
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- ③ インフルエンザ予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん
- ④ インフルエンザの予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられたお子さん、また、全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがあるお子さん
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

II. インフルエンザ予防接種を実施した後に

1 接種後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後 30 分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておいてください。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ② 接種後 1 週間は副反応の出現に注意してください。
- ③ 接種部位は清潔に保ってください。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめてください。
- ④ 当日は、はげしい運動は避けてください。
- ⑤ 接種後、接種局所の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

2 予防接種による健康被害救済制度について

小児インフルエンザ予防接種は任意接種のため、健康被害が生じた場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法(定期接種)と比べて救済の対象や額等が異なります。給付申請は、接種を受けた本人または家族が直接独立行政法人医薬品医療機器総合機構に請求することとなります。

その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものかの因果関係に関する医学的薬学的判断について、厚生労働大臣に判定の申し出を行い、厚生労働大臣は、医薬品医療機器総合機構(PMDA)からの判定の申し出に応じ、薬事・食品衛生審議会(副作用被害判定部会)に意見を聴いて判定を行うこととされています。

III. 【任意】小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成について

今回のインフルエンザ予防接種の費用は、生後 6 か月～小学校就学前までの児に対して、岐阜市が 1 回あたり 1,000 円を 2 回まで助成します。医療機関が設定している予防接種料金から、岐阜市助成金の 1,000 円を引いた、残りの金額を医療機関に支払っていただくこととなっています。ただし、助成の対象となるのは、10 月 15 日から翌年 1 月 31 日までの接種に限ります。

被接種者が医療機関に
支払う金額

=

医療機関が設定している
インフルエンザ予防接種料金

-

岐阜市が負担する金額
1,000 円

岐阜市保健所感染症対策課
感染症対策係
電話 252-7187 FAX 252-0639